

「IFAコリア・リージョナル・セミナー」参加報告 ～中国の新しい移転価格税制を中心に～

1. IFA

IFA(International Fiscal Association)は、国際租税協会と訳される国際租税の分野における学会です。

その歴史は古く、創設は第二次世界大戦前の1938年に遡り、参加国数は現在100か国に達し、メンバーは弁護士、公認会計士、税理士、学者・研究者、企業の法務・税務担当の実務家などの国際租税の専門家です。およそ1万2千名に及んでいます。本部はロッテルダムにあります。

IFAは、OECD租税委員会と民間専門家との意見交換をする場の役割をも果たしています。毎年の年次総会には、必ずIFAとOECD租税委員会との共同セミナーないしコンファランスが開催され、OECD租税委員会の要職者が多数参加しますので、これがひとつの目玉となっています。

昨年の第61回年次総会は、日本支部(創設者の金子宏東大名誉教授が会長を務めておられます。)が主催して、京都の国際会議場で1週間にわたって開催され、大成功を収めました。

2. IFAコリア・リージョナル・セミナー

近時は、各地でIFAリージョナル・セミナーが開催され、極東では、日中韓3か国によるセミナーが一昨年から開催されています。2008年は、①日中韓3か国の税制改正の動向、②移転価格税制と恒久的施設(PE)、③外国送金と源泉徴収の3つをテーマに、6月12日から2日間にわたりソウルで開催され、当事務所からは志賀櫻が参加しました。

今年のセミナーのハイライトは、日中韓3か国の税務当

局者によるスピーチがあることでした。日本からは、国税庁幹部や税務大学教授の参加し、中国も、四川省大地震の直後であり政府職員に対して禁足令が敷かれているさなかであったにもかかわらず、国家税務総局(SAT)の若い俊秀の幹部職員を敢えて派遣して、その熱意を示しました。中国国家税務総局の説明は、自国が直面する制度や執行の問題を率直に指摘するという面において甚だ率直であり、聞き応えがありました。

今回は、その中から、関係者の関心が深いであろう点についてご紹介します。

3. 中国の新しい「企業所得税法」

中国は、本年から新しい「企業所得税法」を施行して注目を集めているところです。

従来は、中国企業に対する対内税制と外資系企業に対する対外税制とを分別して、前者には「企業所得税暫定条例」により、後者には「外商投資企業および外国企業所得税法」により課税を行い、税率も、前者は33%、経済特区における後者は15%であり、またいわゆる「二免三半減」の特典がある、というように異なる税制を適用し、外資系企業に対する優遇措置を講じていました。

これに対し、本年1月1日から施行された「企業所得税法」は、これを統合して内外無差別とし、税率も一律に25%(同法第4条1項。同条2項により一部の外国企業については20%)としました。なお、外資系企業に対する優遇措置の一部に経過措置がおかれています。

4. 中国の移転価格税制その他の国際租税制度

(1) 「企業所得税法」における国際課税

中国の移転価格税制に関しては、最も関心の高い項目

本ニュースレターの執筆者



みやづか ひさし
宮塚 久

パートナー
弁護士



しげが きょく
志賀 櫻

カウンセラー
弁護士

本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室
(電話:03-5562-8352 E-mail:info@jurists.co.jp)

であると思われます。

中国は、1991 年以來、「外商投資企業および外国企業所得税法」13 条によって移転価格税制を定めていたところ
です。

新しい「企業所得税法」は、第 6 章に「特別納税調整」と
いう 8 条からなる章を設けて、移転価格税制の一般原則
(41 条 1 項)、費用分担契約(同条 2 項)及び事前確認手
続(APA)(42 条)等の規定を置いています。

このほかに、同章の 45 条以下には、タックスヘイブン税
制、過少資本税制、一般的租税回避否認条項(GAAR;
General Anti-Avoidance Rules)についての規定が、導入さ
れるに至りました。この部分は今までのところ余り注目され
ていませんが、実は大改正であると言うべきでしょう。

(2) 移転価格税制の法源

移転価格税制については、以前からある「租税徴収管理
法」36 条の適用も存続しているので、法源としては従前と
同様に二法があることとなります。その行政レベルでの
下位法規は、国务院の発する「企業所得税法実施条例」
及び「租税徴収管理法実施細則」です。

しかしながら、移転価格税制の運用の実際は、財政部な
いし国家税務総局の発する通達レベルの規定に詳細が定
められており、「関連企業間取引税務管理規程」(国税発
[1998]59 号を国税発[2004]143 号によって一部改正したも
の)が移転価格税制に関するマスター・ガイドに位置付けら
れます。いわば日本の「移転価格事務運営要領」に相当し
ます。

事前確認手続については、「関連企業間取引事前確認
実施規則(試行)」(国税発[2004]118 号)がAPAガイドラ
インであり、また相互協議については、「中国居住者(国民)
による税務相互協議手続開始申請暫定弁法」(国税発
[2005]115 号)があります。

しかし一方では、現在、現行の「関連企業間取引税務管
理規程」に替わるものとして、「特別納税調整管理規程」が
試案として内々に提示されて議論の対象となっており、お
そらく上記のような通達レベルの諸規定が、「特別納税調
整管理規程」によって置き換えられるものと思われます。

(3) 移転価格税制の制度の概要

中国は、OECDにおいてはオブザーバーの地位にありま
すので、移転価格税制も、公式にはOECD移転価格ガイ
ドラインに沿った内容のものであるとの説明がなされていま
す。しかしながら、同時に米国移転価格税制の影響も認め
ることができます。例えば、アームズ・レングス・プライスの
算定方法としては、基本三法、TNMM、利益分割法、及び
アームズ・レングス・プリンシプルに合致するその他の算定
方法が認められています。そして基本三法優越のようなヒ
エラルヒーはありません。この点は米国スタイルです。

しかしながら、最適法ルールは導入されていません。現
在のところ、中国税制に詳しい人の間でも、最適法ルール
が導入されたとする論者と導入されていないとする論者が
いますが、本セミナーにおいて国家税務総局は、最適化
ルールの導入については明確に否定しています。

なお、国家税務総局は、ビューロー・ファン・ダイクとスタ
ンダード&プアーズのデータベースを購入したことを明らか
にしました。しかしながらシークレット・コンパラブルの使用
については肯定していますので、注意を要するでしょう。

このほか費用分担契約についてのみ特に規定が設けら
れていますが、費用分担契約という語の英訳は、OECD
方式のCCAでなく、米国流のCSAを使っています。

無形資産についての特則はなく、規定の整備がOECD
のレベルに追いついていないことについて、国家税務総局
は率直に問題意識を表明していました。

また、関係者の強い関心を引いているのは、文書化ルー
ルの詳細ですが、これについてはかなり以前から今にも公
表されそうな様子でありながら、2008 年 10 月現在、公表さ
れるに至っておりません。「特別納税調整管理規程」(試
案)の中に、詳細な文書化の規定があり、関係者にとって
は気にかかるところです。

対応的調整及び租税条約締結相手方国の権限ある当局
との相互協議については、第 11 章に簡単な規定が置か
れています。

(4) 移転価格税制以外の国際租税制度

「特別納税調整管理規程」(試案)には、タックスヘイブン
税制(第 8 章)、過少資本税制(第 9 章)、一般的租税回避
否認条項(第 10 章)についての規定も含まれています。

その意味では、この試案は、企業所得税法第6章「特別納税調整」全体についての通達レベルのマスター・ガイドという位置付けにもなるもので、移転価格税制以外の規定についても要注意です。

いずれにせよ、この「特別納税調整管理規程」(試案)が最終的にどのようにまとめられるかについては目が離せないところです。

5. 中国における国際課税の今後の動向

四川省大地震と北京オリンピック、またこれから上海万博の開催によって当局の人的・物的リソースが不足しており、さらには国家税務総局内における国際租税法の専門家の育成が需要に追いついていないという事情があり、中国における国際課税制度は今まさに過渡期にあると言え、その進展が注目されます。

当事務所は、旧興銀税務訴訟、東京都外形標準課税訴訟をはじめ、税務争訟・訴訟において多数の実績を上げ、現在も複数の移転価格案件、国際金融取引に関する大型税務訴訟等において、クライアントに助言しています。本ニューズレターは、当事務所に所属し、国内・国際取引に関わる税務訴訟・争訟・税務アドバイスに携わる弁護士・税理士から構成されるビジネス・タックス・ロー研究会により定期的に発行される予定です。当事務所のビジネス・タックス・ロー研究会は、当事務所の弁護士・税理士が、クライアントに対しより一層的確なサービスを提供できるよう、税務に関する最新の情報・ノウハウを共有・蓄積するとともに、ビジネス・ローに関する最新の情報を発信することを目的として活動しています。

(当事務所の連絡先) 〒107-6029 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル(総合受付 28 階)
電話 : 03-5562-8500(代) FAX : 03-5561-9711~9714
E-mail : info@jurists.co.jp URL : <http://www.jurists.co.jp/ja/>